

|                       |                                                                                                                                                                        |          |                                |                 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--------------------------------|-----------------|
|                       |                                                                                                                                                                        |          | 委員長                            | 事務局長            |
| 分類                    | 保存期間                                                                                                                                                                   | 文書番号     |                                |                 |
| 1 種                   | 永年                                                                                                                                                                     | 7 7      |                                |                 |
| 産 業 建 設 常 任 委 員 会 記 録 |                                                                                                                                                                        |          |                                |                 |
| 日 時                   | 令和元年 9 月 1 3 日（金）                                                                                                                                                      | 開会<br>閉会 | 午前 9 時 5 6 分<br>午前 1 1 時 3 6 分 | 会 場<br>第 1 委員会室 |
| 出席者                   | 委 員 長 海地 雅弘      委 員 西村 泰一<br>副委員長 大崎 稔      委 員 西山 慶<br>委 員 吉野 寛招      委 員 高橋 立一<br>委 員 佐々木 學      委 員 森田 收三                                                          |          |                                |                 |
| 市側出席者                 | 副 市 長（ 横畠 浩治 ）      農林水産課長      （ 楠瀬 晃 ）<br>建設課長（ 里見 浩志 ）      住宅・建築課長      （ 小野 修一郎 ）<br>水道課長（ 宮本 文彦 ）      総務課長      （ 梅原 健一郎 ）<br><br>【事務局】局長 小野 昌司      事務局員 福本 恵美 |          |                                |                 |
| 欠席者                   |                                                                                                                                                                        |          | 記<br>録<br>者                    | 福本 恵美           |
| 議 題                   |                                                                                                                                                                        |          |                                |                 |
| (1) 市議案について           |                                                                                                                                                                        |          |                                |                 |
| 市議案第 2 1 号            | 平成 3 0 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について                                                                                                                               |          | 認 定                            |                 |
| 市議案第 2 2 号            | 平成 3 0 年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について                                                                                                                                     |          | 認 定                            |                 |
| 市議案第 2 3 号            | 平成 3 0 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について                                                                                                                                  |          | 認 定                            |                 |
| 市議案第 2 5 号            | 平成 3 0 年度須崎市水道事業会計決算の認定について                                                                                                                                            |          | 認 定                            |                 |
| 市議案第 2 6 号            | 須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定について                                                                                                                                     |          | 原案可決                           |                 |
| 市議案第 3 1 号            | 須崎市水道給水条例の一部を改正する条例について                                                                                                                                                |          | 原案可決                           |                 |

市議案第 3 2 号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）について《分割》

**原案可決**

市議案第 3 3 号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

**原案可決**

市議案第 3 4 号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

**原案可決**

市議案第 3 9 号 工事請負契約の締結について

**原案可決**

（2）その他

産業建設委員会記録《令和元年 9 月 13 日》

○午前 9 時 56 分 開議

\*~~~~~\*

○海地委員長＝それでは、ただいまより産業建設委員会を開議いたします。

議事に入る前に、会議の進行に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うよう、お願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業建設委員会に付託されました議案の審査を行います。

---

市議案第 21 号 平成 30 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○海地委員長＝それでは市議案第 21 号、平成 30 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝おはようございます。市議案第 21 号、平成 30 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、御説明いたします。

本議案は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づきまして、監査委員の意見書を付して認定をお願いするものでございます。

別冊歳入歳出決算書の 259 ページをごらんください。

歳入決算額は 4,027 万 3,527 円、歳出決算額は 2 億 9,325 万 243 円となっておりまして、差し引き歳入不足額 2 億 5,297 万 6,716 円は翌年度歳入繰上充用金としております。

それでは、主要施策の実績報告書の特別会計の 26 ページをお願いいたします。

26 ページの（6）住宅新築資金等貸付事業会計ですが、第 1 款事業費、第 1 項住宅新築資金等貸付事業費の決算額は 241 万 6,000 円で、職員給料や需用費、役務費などの事務費となっております。

第 2 款公債費ですが、第 1 目元金 1,917 万 5,000 円、第 2 目利子 170 万 6,000 円につきましては、定時の元利償還金でございます。

続きまして、第 3 款前年度繰上充用金、第 1 目前年度繰上充用金といたしまして、2 億 6,995 万 3,000 円となっております。繰上充用につきましては、平成 22 年度決算以降続いております。この繰上充用額はここ数年がピークとなってお

りまして、収納状況にもよりますが、公債費の償還が令和 4 年度で終了することとあわせて緩やかに減少する見込みでございます。

次に、歳入歳出決算書に戻りまして、264、265 ページをごらんいただきたいと思います。

財源となります歳入でございますが、第 1 款県支出金、第 1 項県補助金が 1, 239 万 7, 000 円、第 2 款諸収入、第 1 項貸付金元利収入が 2, 727 万 6, 527 円、第 2 項雑入、第 1 目滞納処分費、これは競売にかかる予納金の戻し入れでございますが、60 万円となっております。また、住宅新築資金等貸付事業元利収入の収入未済額につきましては、現年度 874 万 2, 683 円、過年度が 8 億 6, 589 万 2, 253 円、合わせて 8 億 7, 463 万 4, 936 円となっております。

債権の回収につきましては、日ごろより文書の発送、電話催告等にあわせまして、訪問による指導を基本としておりますが、多くの方が現在分割納付を履行されているものの、その中でも誠意の見られない方につきましては、滞納状況、償還能力、交渉過程を勘案しまして法的措置もとっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田委員＝なかなか今の取り組み状況では、滞納が減って、緩やかにということなんですが、減っていないということで、いろいろ先ほど述べられましたが、文書とかそういうことで督促というか納めていただくなんていうことを通知しているようですが、実際に 1 年間で何件そういう訪問活動を行ったかという点と、今後どういった工夫をしてこの滞納分を集めていこうとしているのか、その点をお聞きいたします。

○海地委員長＝住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝森田委員から御質問がございました債権の回収の現在の取り組み状況ということでございますが、まず平成 30 年度につきましては、競売に向けて申し立てを弁護士とともに検討を行いまして、2 件の競売の手続を進めたところでございます。平成 30 年度の実績といたしまして、競売事案につきまして 2 件でございますが、この 2 件のうち現時点では今年度の令和元年 6 月 19 日に 1 件が落札をされ、残り 1 件につきましては現在も引き続き入札の手続を行っているところでございます。

滞納者に関しての指導状況という御質問でもございましたが、先ほどお答えいたしましたように、日ごろから文書発送、電話催告、訪問ということで日々繰り返しておりますが、件数と申ししましても年 3 回に、大まかなところで催告を送っておりますが、そこで大体 1 回当たり 127 件程度の催告を送付しておると。中でも、特に来所依頼であるとかそういった特段個別にお話をさせていただくというようなケ

ースもございますので、そういったものにつきましては、個別に対応させていただいているということでございます。

それから、今後の取り組みということで償還の見込みということですが、法的措置も含めまして弁護士に相談をしながら調整を図って引き続き回収に努めてまいる所存ではございますが、競売に関しましても事案を調整しながら条件が整ったところから順次手続というふうに入るようにしてはおりますけれども、競売をしても配当を得られる見込みがなく、剰余金が無剰余の状態になるというような状態も多々ございまして、非常に厳しい状況ではございますが、今後とも個々の案件に対しまして個別に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海地委員長＝よろしいですか。ほかに。

佐々木さん。

○佐々木委員＝すみません、初歩的な質問かもしれませんが、歳入と歳出の差し引きの繰上充用金が約 2 億 5, 2 0 0 万円。歳出のところで公債費として約 2, 0 0 0 万円、歳入と歳出の差額、赤字になっているこの中身をもうちょっとわかりやすく説明してもらえませんか。

毎年繰上充用金がここへ充当されていきゆうわけですね。これがずっとかなりの期間これからずっと延長されていく、今までもそうですが。この金額というものは、一応ここでいう公債費ということで今充当されていきゆう。これ一般会計の中から繰り上げられているという説明もされているわけですが、このお金というのは延々というか一定どのように解消されていくのか。今、森田さんが具体的な対象者に対する取り組みについて一定質問し、回答もあったわけですが、その辺の中身をもう少し具体的にわかりやすく説明してください。

○海地委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前 1 0 時 0 7 分 休憩

午前 1 0 時 1 1 分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝先ほど、佐々木委員から御質問がございました償還の補填ということで、公債費の借入れを一般会計からというようなお話もございましたけれども、これは現在、住宅新築資金等貸付事業特別会計の中から繰上充用させていただくということで、この公債費につきましては、現在かんぽ生命の借入金で賄っております。こちらのほうの償還につきましては、令和 4 年度に償還が終わる見込みでございますけれども、残る滞納額の取り組みについては今後とも継続して取り組

みを進める予定でございます。

以上でございます。

○海地委員長＝よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないので採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

---

市議案第 22 号 平成 30 年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の  
認定について

○海地委員長＝続きまして市議案第 22 号、平成 30 年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○里見建設課長＝おはようございます。市議案第 22 号、平成 30 年度須崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明をいたします。

本議案は地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づきまして、認定をお願いするものでございます。

議案書は 8 ページ、別冊歳入歳出決算書の 271 ページをお開きいただきたいと思います。

平成 30 年度須崎市下水道事業特別会計の歳入決算額は 5 億 2,962 万 3,859 円でございます。歳出決算額も同額、差し引き残額はゼロ円となっております。

次に、278 ページの歳入から御説明をいたします。

収入済額の欄をごらんいただきたいと思います。第 1 款分担金及び負担金はゼロ円、第 2 款使用料及び手数料 1,635 万 5,396 円は下水道使用料と排水設備の工事の検査手数料などでございます。

第 3 款国庫支出金が 2,454 万 5,160 円、第 4 款繰入金金は 3 億 5,363 万 871 円となっております。

次のページの第 5 款諸収入、59 万 2,432 円は工事等で発生したスクラップ

等の鋼材の売却費が主なものでございます。

第 6 款市債 1 億 3, 4 5 0 万円となっております。

歳入合計額 5 億 2, 9 6 2 万 3, 8 5 9 円となっております。

次に、2 7 8 ページの収入未済額につきましては、第 1 款分担金及び負担金 4 9 6 万 7, 4 0 0 円、下水道受益者負担金の滞納分として、受益者負担金は全体で 1 億 1 7 2 万 1, 3 0 0 円を賦課しておりまして、これまでに 9 5. 2 % を収納しております。

第 2 款使用料及び手数料は 2 4 万 6, 2 6 1 円の使用料が未納となっております。

次に、歳出につきましては、主要施策の実績報告書で御説明させていただきます。

特別会計の 2 7 ページ（7）下水道事業会計をごらんください。

第 1 款下水道費、第 1 項下水道費、第 1 目下水道総務費 1 億 1, 0 1 0 万 7, 0 0 0 円となっております。主な内訳は下水道施設維持管理費 5, 9 2 2 万 5, 0 0 0 円としまして、電気料 1, 5 5 8 万 3, 0 0 0 円や雨水ポンプ場機械設備保守点検委託料 5 1 8 万 4, 0 0 0 円、終末処理場維持管理業務委託料として 2, 5 8 1 万 2, 0 0 0 円などとなっております。また、先導的官民連携支援事業として、公共下水道等運営事業発注支援委託費 1, 7 9 0 万 1, 0 0 0 円となっております。

次に、第 2 目下水道建設費 2, 7 1 7 万 9, 0 0 0 円は、平成 2 9 年度繰越明許費の補助分 1, 0 6 3 万 8, 0 0 0 円としまして、公共下水道事業全体計画及び事業計画変更委託業務を行いました。

続きまして、平成 3 0 年度単独 7 7 0 万円の内訳でございますが、青木町排水区雨水排水路改築工事 4 1 7 万 2, 0 0 0 円、西部ポンプ場空気圧縮機更新工事 9 9 万 3, 0 0 0 円、終末処理場エアレーションタンク改良工事 5 7 万 2, 0 0 0 円、大間西町污水管改良工事、県道分ですが、5 9 万 4, 0 0 0 円、雨水ポンプ場常時排水ポンプ更新工事 1 2 9 万 9, 0 0 0 円となっております。また、平成 3 0 年度の補助につきましては、市道新町幸町線道路改良工事（4 工区）として 8 4 8 万 2, 0 0 0 円となっております。

続きまして、第 2 款公債費につきましては、第 1 項公債費、第 1 目元金が 3 億 2, 9 0 5 万 9, 0 0 0 円、第 2 目利子が 6, 3 2 7 万 8, 0 0 0 円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

西村さん。

○西村委員＝すみません、課長 1 点ですけど、公共下水道の区域内で、この平成 3 0 年度新たなつなぎ込みがあったのか。またその供用率の推移と申しますか、供用率は上がっているのか、大体の数字で、かっちりした数字がわからなければ大体の数字で構いませんので。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝ちょっと資料を持っておりませんが、年間に新規の家ができたそのつなぎの件数、ちょっとよう調べてないので、後で調べてお答えします。

○西村委員＝後で構いません。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝それから給水水路、ここあんまり変わってないと、横ばいというような状況になっております。

以上です。

○海地委員長＝よろしいですか。

ほかに。

森田さん。

○森田委員＝これはコンセッション方式に関する部分については含まれていないんでしょうか。確認ですが。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝コンセッション事業につきましては、今、事業者と契約内容について詰めをしております、債務負担行為を6月議会をお願いしておりますが、12月議会までに仮契約をいたしまして、12月議会に本契約を提出したいと思っておりますので、費用はこの中には含まれておりません。

○海地委員長＝佐々木さん。

○佐々木議員＝決算内容としては差し引きゼロと。歳入においては市債として1億3,450万円になる。歳入と歳出の市債で賄わないかん1億3,450万円、このところかなりずっと市の大きな負担になってきている。今回そのことに市長が就任早々着眼して、早期に国土交通省の事業でこれを何とかしていこうという取り組みが始まっているわけですが、特に27ページの主要施策の中で特に過大な今の施設で、市債から投入せないかん、大きな今回のコンセッションで改善していこうとする主なところはどこですか。言うたら終末のポンプ場は1つの大きな施設になっちゅうわけよね、今はね。それに対して稼働率の低い、また区域内の公共の接続も進んでないので、ポンプ場の管理が大きな負担になっちゅうということですよね。これはこの中のどの部分ですか、主要施策の項目の中で考えられる過大な経費としては。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝公共下水道には、汚水と雨水と両方が含まれておりまして、雨水についてはもう収益はないと、ここは必要で水につからんようにやっていく経費、約半分と。あと汚水のほうが半分になりますが、汚水は収益が全体を割合でいくと、1割から2割ぐらい。あとは必要な費用があつて加入率もありますので、全体に区域が狭いと。今供用しちゅう全体でも、全部加入してもなかなか収益が賄っていけると、そういうことで市長の考えでコンセッションで少しでもその差を減してい

きたいということになっている。やっぱり一番お金がかかっているのは、維持費と施設の更新費になると思います。

以上です。

○海地委員長＝佐々木さん。

○佐々木議員＝今回の取り組みで維持費などがかなりの改善が見込まれると、議員協議会で我々への説明の中でも一定の見通しを立てた説明があったわけですが、先ほどの説明の部分で大きく改善が見込まれる部分は、課長はどのように考えておられるのか。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝施設の更新費用とか修繕費は今までどおり直営で行ってまいりますので、改善されることがあるとすれば、年間維持管理費とかになると思うんです。

○海地委員長＝よろしいですか。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ほかにはないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

---

#### 市議案第 23 号 平成 30 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について

○海地委員長＝続きまして市議案第 23 号、平成 30 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝市議案第 23 号、平成 30 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、御説明いたします。

本議案は地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見書並びに主要施策実績報告書を添付し、認定をお願いするものでございます。

別冊歳入歳出決算書の 289 ページをごらんいただきたいと思います。歳入及び歳出決算額は 1, 102 万 9, 568 円で、差し引き残額はゼロ円でございます。

293 ページの事項別明細書の歳入から御説明いたします。

第 1 款使用料及び手数料 2 2 0 万 7 0 0 円、第 1 項使用料は中ノ島で 8 4 万 3, 0 3 0 円、池ノ浦で 1 3 5 万 7, 6 7 0 円となっております。

第 2 款財産収入は、基金の利子収入 6 4 2 円で、第 3 款繰入金は一般会計及び基金からの繰入金 8 8 2 万 8, 2 2 6 円となっています。

次に、2 9 8 ページの歳出では、第 1 款中ノ島漁業集落排水事業費 6 7 9 万 5, 0 1 9 円で、内訳は漁業集落排水総務費が 4 6 3 万 9, 9 5 9 円、公債費は元金 1 6 6 万 6, 0 5 5 円、利子 4 8 万 9, 0 0 5 円となっております。

次に、第 2 款池ノ浦漁業集落排水事業費は、4 2 3 万 4, 5 4 9 円で、内訳は漁業集落排水総務費 1 5 9 万 1, 4 2 9 円、公債費は元金 2 0 8 万 6, 1 6 9 円、利子 5 5 万 6, 9 5 1 円となっております。

第 3 款の予備費はゼロ円でございます。

なお、詳細は主要施策の実績報告書の 2 8 ページに整理しておりますので、御参照ください。

以上、よろしくお願いします。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

---

#### 市議案第 2 5 号 平成 3 0 年度須崎市水道事業会計決算の認定について

○海地委員長＝続きまして市議案第 2 5 号、平成 3 0 年度須崎市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○宮本水道課長＝おはようございます。市議案第 2 5 号、平成 3 0 年度須崎市水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

議案書の 1 1 ページになります。

本議案は地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づきまして、平成 3 0 年度須

崎市水道事業会計の決算について、監査委員の意見書並びに監査委員の審査に付した事業報告書等を添付して、議会の認定をお願いするものでございます。

別冊決算書の 1 ページから御説明をいたします。

水道水を各家庭などへ送り届けるための経費とその財源をあらわす収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、第 1 款事業収益では予算額 6 億 4, 4 1 5 万 8, 0 0 0 円に対し、決算額 6 億 4, 3 9 2 万 9, 8 6 3 円となっております。その内訳は給水収益や手数料などの第 1 項営業収益 5 億 5, 7 9 6 万 4, 5 1 7 円と他会計補助金等の第 2 項営業外収益 8, 5 9 6 万 5, 3 4 6 円であります。

支出につきましては、第 1 款事業費用では、予算額 5 億 7, 9 6 6 万 9, 0 0 0 円に対し、決算額 5 億 4, 4 2 6 万 9, 3 7 8 円となっております。その内訳は第 1 項営業費用 4 億 6, 1 7 3 万 8, 1 7 4 円、第 2 項営業外費用 6, 5 1 6 万 9, 8 9 7 円、第 3 項特別損失 1, 7 3 6 万 1, 3 0 7 円であります。

次に 2 ページ、水道施設を整備、拡充するために必要な経費とその財源をあらわす資本的収入及び支出でございます。

収入となります第 1 款資本的収入は、予算額 2 億 4, 3 8 0 万円に対し、決算額 1 億 9, 2 9 2 万 7, 6 5 2 円となっております。その内訳は第 1 項国庫支出金 1, 7 3 3 万 3, 0 0 0 円、第 2 項企業債 1 億 5, 3 0 0 万円、第 3 項負担金 2, 2 5 9 万 4, 6 5 2 円であります。

支出では、第 1 款資本的支出が予算額 4 億 5, 5 4 9 万 5, 0 0 0 円に対し、決算額 4 億 3, 4 2 2 万 4, 9 5 5 円となっております。その内訳は第 1 項建設改良費 2 億 6, 8 4 3 万 5 7 7 円、第 2 項企業債償還金 1 億 6, 5 7 9 万 4, 3 7 8 円であります。

以上の結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する 2 億 4, 1 2 9 万 7, 3 0 3 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金 1 億 3, 9 8 7 万 3, 5 1 0 円、減債積立金 8, 4 5 2 万 5, 1 7 3 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 6 8 9 万 8, 6 2 0 円で補填をいたしました。

次に 3 ページ、損益計算書でございます。

損益計算書とは、1 年間の経営成績をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの表示となっております。

それでは、御説明いたします。

1. 営業収益から 2. 営業費用を差し引いた営業利益は 6, 6 5 2 万 6, 6 7 0 円であります。この金額に 3. 営業外収益を加え、4. 営業外費用を差し引いた経常利益は 1 億 9 万 7, 5 9 5 円となっております。そしてこの経常利益から 6. 特別損失 1, 7 3 3 万 5, 7 3 0 円を差し引いた 8, 2 7 6 万 1, 8 6 5 円が当年度純利益となっております。

次に、5 ページの平成 3 0 年度須崎市水道事業剰余金処分計算書について御説明

いたします。

剰余金の処分等に関する条例によりまして、未処分利益剰余金 1 億 6, 7 2 8 万 7, 0 3 8 円のうち、企業債の償還に充てる目的で減債積立金に 8, 2 7 6 万 1, 8 6 5 円を積み立てることとなります。また資本金への組入れ額が 8, 4 5 2 万 5, 1 7 3 円になっております。

次に、6 ページからの貸借対照表について御説明いたします。

貸借対照表とは、決算日時点の財政状態をあらわすものでございまして、金額は消費税抜きの表示となっております。

それでは、御説明いたします。

資産の部は 1. 固定資産の合計 5 1 億 4, 2 1 3 万 9, 8 8 2 円でございまして、2. 流動資産の合計 6 億 4, 8 9 6 万 9, 1 1 3 円を合わせまして、資産合計が 5 7 億 9, 1 1 0 万 8, 9 9 5 円となっております。

7 ページの負債の部では、3. 固定負債の合計 2 8 億 3, 6 1 0 万 8, 5 5 1 円、4. 流動負債の合計 2 億 6, 8 2 3 万 8, 7 3 5 円。

8 ページの 5. 繰延収益の合計、1 0 億 5 0 6 万 1, 7 8 8 円を合わせまして、負債合計は 4 1 億 9 4 0 万 9, 0 7 4 円であります。

9 ページの資本の部は、6. 資本金の合計 1 1 億 6, 5 3 3 万 2 9 円、7. 剰余金の合計 5 億 1, 6 3 6 万 9, 8 9 2 円を合わせた資本合計は 1 6 億 8, 1 6 9 万 9, 9 2 1 円となっております。

これら負債と資本の合計額が 5 7 億 9, 1 1 0 万 8, 9 9 5 円となっております。

1 2 ページ以降に事業報告書、2 6 ページ以降には附属書類を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

決算書としては以上でございますが、去年度と同様に補填財源について御説明をさせていただきます。

お配りしております資料をごらんください。

この損益勘定留保資金につきましては、資本的収支の補填財源の 1 つでございまして、当年度損益勘定留保資金と過年度損益勘定留保資金に区別されております。

当年度損益勘定留保資金とは、当年度の収益的収支の上で現金の支出を要しない費用でありまして、具体的には減価償却費と資産減耗費をいいます。

過年度損益勘定留保資金とは、前年度以前に発生した損益勘定留保資金のことで、当年度の補填財源として使用できることとなっております。

今回の決算で御説明いたしますと、平成 3 0 年度当初の段階におきまして、過年度損益勘定留保資金は、3 億 6, 2 7 1 万 6, 4 6 7 円でございました。このうち平成 3 0 年度中に 1 億 3, 9 8 7 万 3, 5 1 0 円を使用しましたので、年度末つまりは平成 3 0 年度決算時点では、2 億 2, 2 8 4 万 2, 9 5 7 円が残っております。

次に、当年度損益勘定留保資金につきましては、決算書の 2 2 ページをごらんく

ださい。

収益的支出の欄の減価償却費が2億2,414万6,249円とあります。その下の資産減耗費357万667円、それに雑支出に含まれます4条控除対象外消費税3万1,708円を合わせまして、21ページにあります長期前受金戻入5,548万1,242円を差し引きました1億7,226万7,382円、これが当年度損益勘定留保資金ということになります。

したがって、平成30年度の決算時点における次年度へ繰越す留保資金は、年度末に残った過年度損益勘定留保資金と当年度損益勘定留保資金として上がった額を合わせました、3億9,511万339円となります。これが次年度、令和元年度会計におきまして、過年度損益勘定留保資金として資本的収支における主な補填財源の1つとなります。

次に、減債積立金でございますが、これは企業債の元金の償還に充てるための積立資金ですが、これは前年度の純利益がそのまま減債積立金となっております。

次に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額であります。資本的支出に係る仮払消費税及び地方消費税から、資本的収入に係る仮受消費税及び地方消費税を差し引いた額が企業内部に留保された資金となります。

詳しく御説明いたしますと、収益的収支が資本的収支などの決算報告書は税込みで、損益計算書や貸借対照表の財務諸表は税抜きの方になっておりまして、この税込み決算と税抜き決算の差というふうに考えていただけたらと思います。これは消費税が導入されて以来、資本的収支の補填財源の1つという取り決めになっております。

続きまして、裏面資料にあります。水道会計は非常に複雑でわかりづらいものとなっております。少しわかりやすい形で御説明させていただきます。

減価償却費は本来固定資産の耐用年数に応じての取得費を費用として分割計上されています。その分固定資産が毎年減っていくということになっておりますが、しかし、それはあくまで見かけ上のものです。

したがって、実数である企業債償還金や返済金等の費用計上で十分に損益並びに将来の見通しがわかります。逆に先ほど言いました、減価償却費などを計上することで、見かけ上赤字が発生する場合もあるということで、それはわかりづらいものになります。

そこで、会計全体を見たほうがわかりやすいと思いますので、決算書の21ページ、22ページのほうに資料を添付しておりますが、ここでは収益的収支と資本的収支を収入と支出に分けて掲載しております。これを見ますと、収入の合計は7億9,559万7,060円で、次ページの支出の合計が9億3,424万9,283円、つまり収入より支出が多くて、見かけ上は1億3,865万2,223円の赤字ということになります。しかし、先ほど言いましたように収益的収入の中にあ

る見かけ上の収入となります、長期前受金戻入 5, 548 万 1, 242 円を除きまして、収益的支出から実際の支出を伴わない、減価償却費 2 億 2, 414 万 6, 249 円と資産減耗費 357 万 667 円がありますので、これらを支出から除外しますと、実際は 3, 358 万 3, 451 円の黒字となります。よって、平成 30 年度の決算では、赤字を将来のツケにすることはありませんでした。

全体を見る場合には、審査意見書をごらんいただければ、監査委員さんが経営状況について詳しく分析しておりますので、御理解いただけるものと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田委員＝監査委員の須崎市水道事業会計決算審査意見書の中に、経営成績についてという 2 ページですが、当年度における経営損益の状況は損益計算書のとおり総収益 6 億 266 万 9, 408 円に対し、総費用は 5 億 1, 990 万 7, 543 円で差し引き 8, 276 万 1, 865 円の純利益を生じているということで、右側の表を見ますと、過去 5 年間一番少ない利益で 5, 253 万 5, 220 円となっておりまして、おおよそ平均しますと 7, 000 万円ぐらいの純利益となっており、健全な経営になっているんじゃないかというふうに思うところなんです。給水量が減っている中でも昨年度の決算では 8,200 万円ぐらいが黒字となっているわけで、これは基本料金が 10 トン未満の使用で 1, 350 円と徴収していることから、こういったことで利益を出しているという、こういった要因も考えられるわけですが、例えば 1 トン 2 トン 5 トンの利用というふうに少しの量だったら、この基本料をもっとランク分けをふやすという提案がされていたと思うんですが、その後の進展についてどういうふうになっているのかをお聞きします。

○海地委員長＝水道課長。

○宮本水道課長＝平成 29 年度の 3 月議会で豊島議員から一般質問で 10 トン未満の使用料の細かい設定ができないかということをお聞かれておりまして、それが宿題となっております。

現在中長期的な経営戦略を策定しております。その中で、重要なポイントとなります人口の推計、今後の人口がどのように推計していくか、ということが決定しますと、それから給水収益の収入がどれぐらい人口の減少に伴いまして減っていくのかということがわかります。人口の推計がわかれば、その際御質問の料金設定のシミュレーションを行い、また結果を御報告したいと思います。

○海地委員長＝よろしいですか。

森田さん。

○森田委員＝それと、給水量の多い企業というか、そういったもののベスト 5 ぐらいがわかればお示しいただきたいと思います。

○海地委員長＝水道課長。

○宮本水道課長＝給水量の多いところといいますと、企業とかになります。月の水道の使用量によって若干違ってくる面はありますが、この直近の1年間の水道給水量の合計で、1番は住友大阪セメントが1番です。2番がエム・セテック、3番が明德義塾中高等学校、4番が日鉄鉱業、5番がけんかまになっております。

以上です。

○海地委員長＝よろしいですか。

森田さん。

○森田委員＝一昨年だったでしょうか、昨年だったでしょうか、大きな漏水箇所があって大量に損失を受けたわけですが、昨年度にはこういったことはなかったんですか。

○海地委員長＝水道課長。

○宮本水道課長＝一昨年の大量の漏水事故から水量を毎月グラフ化して、1年前の水量とその年のその月の水量がどうであったかを比較するようにしまして、大量漏水等が未然にわかるような形で管理を進めております。

平成30年度は大きな、大量の漏水の事故はございませんでした。

○海地委員長＝ほかに。

佐々木さん。

○佐々木委員＝水道管の劣化が大きな課題になってこの何年間か、国からもいろんな施策が提案されたと思いますが、結局須崎市全体における水道管の劣化に対する対応、この説明の中で減価償却費の中にそれが見込まれているのか。どのように決算の中で、ちょっと抽象的ですけど、市全体の劣化分の改良、漏水等も含めた改良が現在どれくらい仕上がって、ここ何年間ぐらいの取り組みが必要か。そういったことがこの決算の中でどのように反映されているのか、それだけちょっと。

○海地委員長＝水道課長。

○宮本水道課長＝須崎市の水道送水管、排水管合わせまして約270キロメートルの延長がございます。須崎市の水道は高知県でも2番目に古い水道事業でございます。耐用年数を超えた古い管がまだ残されております。その中で、給水収益もここ何年か下がっておりまして、建設改良費、いわゆる水道管の更新工事が毎年、年にもよりますが、1キロメートルとかそれくらいの進捗でしか進んでおりません。劣化も町なかの古い鑄鉄管等から順に進めておりまして、なかなか全体の更新といきますとまだ長い年月がかかることとなります。

○海地委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝それが今後の経営見通しの中で恐らくそういう判断であれば、給水収益等も下がっているそういった中でまだまだ改良更新していかないかんという中で、なかなかわかりやすい説明でものすごい決算内容勉強になったわけですから、その

ようなところの見通しとしてどうなんですかね。今、説明いただきましたそれは具体的な決算の中で経営見通しについて。

○海地委員長＝水道課長。

○宮本水道課長＝決算の中では監査委員から見ていただいているように、おおむね順調であると御意見をもらっていますが、ただ、先ほど言いました水道 5 年、10 年中長期的な経営戦略を立てていくその中では、収入減に伴いまして今後の見通しが明るいものでございませし、また老朽管の更新、あと耐震化等もございまして、厳しい状況ではございます。

○海地委員長＝よろしいですか。

ほかに。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないようですので、御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

---

#### 市議案第 26 号 須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定について

○海地委員長＝続きまして市議案第 26 号、須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝市議案第 26 号、須崎市立地適正化計画に基づく事前防災の推進に関する条例の制定について御説明をいたします。

議案書の 12 ページから 14 ページでございます。

本条例の制定につきましては、立地適正化計画に基づく津波災害への事前対策を推進するため、立地適正化計画区域内において、建築等の行為を行う建築主に対し、津波災害対策に関する情報提供、啓発について必要な事項を定め、市民の生命及び財産を守り、経済的損失を軽減することに寄与することを目的としておりまして、本市の独自設定による L1 津波の予測浸水深が 2.0 メートルを超える区域の届け出について必要な事項を定めるものでございます。

第 1 条では目的について、第 2 条では定義について定めております。第 3 条では情報提供及び啓発について、第 4 条では届出について、第 5 条では助言及び指導について、第 6 条では勧告について、第 7 条では委任について定めております。

附則といたしまして、この条例は令和 2 年 1 月 1 日より施行することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海地委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝よろしいですか。

佐々木さん。

○佐々木委員＝この立地適正化計画に基づく条例制定は、今後予想される大きな地震災害の中で、市民生活をどう守っていくかということになると思うんですが、この条例のもう少し目的、そして何を誘導していこうとしているのか、この辺のところ、もうちょっと大局的な説明をしてください。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝立地適正化区域内は、都市計画区域内と定めておりますので、その区域内で浸水深が 2.0 メートル以上になるところの方に対して、家を建てる場合に、避難場所はここが一番近いとか、浸水深がこれぐらいですとか、できたら家の寝室は 2 階以上にしたらいいですよとか、ということでできるだけ立地適正化計画区域内に住まわれる方に被害が少なくなるように、生命を守るように注意勧告、啓発をしていくということが主な目的となっております。

以上です。

○海地委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝それは額面どおりの説明やと思うんですが、今後その人口減少の中でいろんな課題が浮き彫りになってくるわけです。そこでより安全に住んでいただく。それともう一つ、市はいろんなものを誘導していこうとしている。これは誘導が目的であって、規制とかいうものではないというふうに聞いていますが、まだ立地適正化計画は承認されていませんよね。もう内容は決まったわけですか、現に。それでその中でその条例が立地適正化計画を踏まえてどのような位置づけ、役割になるわけですか。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝立地適正化計画は、策定が終わりまして、今のところ令和 2 年の 1 月 1 日から施行していこうとしておりますが、この条例につきましては須崎市独自の届け出を定めておりまして、主なものは立地適正化計画が公表されたら都市再生特別措置法に基づく届け出が別に必要になりまして、その別なものを条例で独自で

定めておりまして、主な都市再生特別措置法で制限されるものは、例えば届け出の開発行為でありましたら、区域内で1,000平方メートル以上の開発があれば須崎市に届け出がいたりとか、また3戸以上の住宅を新築しようとする場合は届け出の行為が必要だとか、主は土地再生特別措置法に定められたものとは別に、須崎市は条例をつくって注意喚起をしていこうと、そういうことになっております。

それで、条例が9月議会で議決されれば10月ごろから、一度施行までの間に関連する不動産会社の方とか建築主とか建築屋、関係団体の方、個人の方を集めて、御説明会を開催したいというふうに考えております。

以上です。

○海地委員長＝いいですか。

ほかに。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 市議案第31号 須崎市水道給水条例の一部を改正する条例について

○海地委員長＝続きまして市議案第31号、須崎市水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○海地委員長＝水道課長。

○宮本水道課長＝市議案第31号、須崎市水道給水条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書の25ページでございます。

須崎市水道給水条例では、給水契約の申し込みの際に、水道法施行令に規定されている給水装置の構造及び材質基準に適合したものでなければ給水できないと定められています。今回、水道法施行令が一部改正されたことにより、先ほどの須崎市水道給水条例の一部の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、須崎市水道給水条例第34条第1項中第4条を第6条に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものとしております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○海地委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないので、採決をいたします。

本議案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、10分間休憩いたします。

午前 11時00分 休憩

午前 11時10分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長。

○里見建設課長＝休憩前の西村委員の御質問にお答えします。

平成28年度の新たな加入が6件、平成29年度で3件、平成30年度で3件、ことしになって4件になっておりまして、加入率全体では約70%、420件ぐらいになっております。ただ、例えばマンションでしたら受水槽方式のマンションなら、そのマンション1つで1戸いうところもありますし、個々にメーターがついていたらその戸数があるとか、なかなかマンションの分がかっちりと押さえ切れていないのが現状です。

それと、下水道の収益ですが、大体1,500万円前後でここ3、4年は推移しておりまして余り変わっておりません。

以上です。

○海地委員長＝よろしいですか。

---

市議案第32号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第2号）について  
《分割》

○海地委員長＝それでは、市議案第 3 2 号、令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝市議案第 3 2 号、令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

別冊補正予算書の 1 8 ページからでございます。

第 6 款農林水産業費、第 1 項農業費、第 3 目農業振興費の 1, 2 5 2 万 7, 0 0 0 円は農林水産課所管施設であります押岡集会所防火設備に 6 1 万円、園芸用ハウス整備事業費に 1, 0 3 8 万 6, 0 0 0 円、複合経営拠点推進基金積立金に 1 5 3 万 1, 0 0 0 円をそれぞれ更正するものでございます。

次に、第 4 目農地費の 5 1 万 9, 0 0 0 円につきましては、押岡地区の農道橋修繕と下分角谷にあります排水フラップゲートの修繕料でございます。

続いて、第 5 目排水機維持費の 1 6 0 万円は、浦ノ内横浪、中ノ浦排水機場の機器修繕料の更正であります。

次に、第 2 項林業費、第 1 目林業総務費の 6 7 2 万円につきましては、鳥獣被害防止総合対策事業費の更正で、1 1 月から 3 月までの狩猟期の農作物被害対策として、捕獲したイノシシの頭数に応じて補助金を交付するものであります。

第 3 項水産業費、第 1 目水産業総務費の 2 6 万 9, 0 0 0 円は、漁業集落排水事業特別会計への繰出金でございます。

次に、第 2 目水産業振興費の 3 7 0 万 6, 0 0 0 円につきましては、旅費の更正と水産資源保護増殖事業費の 6 8 万 2, 0 0 0 円は、中間育成施設の海水ポンプの交換にかかる事業費の更正でございます。また、沿岸漁業設備投資促進事業費 2 9 6 万 5, 0 0 0 円は対象となる漁業者 3 人が省コスト化となる漁船用エンジンの導入をする際に補助を行うものでございます。

続いて、第 3 目漁港管理費の 2 1 5 万円は、農林水産課所管の漁港の維持管理費を更正するものでございます。

以上、説明を終わります。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝市議案第 3 2 号、令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、建設課所管分について御説明を申し上げます。

別冊補正予算書の 2 0 ページ、歳出をごらんください。

第 8 款土木費、第 1 項土木管理費、第 1 目土木総務費、第 1 5 節工事請負費 4 6 6 万 4, 0 0 0 円の増額補正につきましては、5 月の豪雨災害によるため新たに対応が必要になった、がけくずれ住家等防災対策事業費の増額補正、第 1 9 節負担金

補助及び交付金 35 万円の増額補正につきましては、急傾斜地崩壊対策事業の県工事負担金によるものとなっております。

続きまして、第 2 目道路橋りょう費、第 1 目道路橋りょう総務費、第 13 節委託料では、市有財産売却に係る用地測量業務委託料に 82 万 5,000 円を補正しております。

第 3 目道路新設改良費、第 13 節委託料では、社会資本整備総合交付金事業費の増額は、市道大間本町 1 号線道路拡幅に伴う用地買収金額算出のための鑑定評価業務委託に 70 万円、須崎総合高校への新設道路詳細設計委託業務に係る費用として 2,854 万 6,000 円の補正をしております。

続きまして、第 4 項港湾費、第 1 目港湾費、第 19 節負担金補助及び交付金、須崎港湾改修事業の県工事負担金 126 万円の補正につきましては、平成 30 年 3 月の港湾計画の改定において、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するための施設として、港町マイナス 7.5 メートル岸壁が位置づけられたことにより、耐震強化岸壁の整備を行うことによるものであります。

第 5 項都市計画費、第 1 目都市計画総務費、第 1 節報酬 4 万円は、本年度にもう一度、都市計画審議会を開催する必要があるために、その不足額を追加するものです。第 13 節委託料 705 万 1,000 円の補正は、立地適正化計画の中で事業化を目指す個々の事業を位置づける計画である都市再生整備計画の策定業務委託料であります。

次に、第 2 目公園費、第 15 節工事請負費 74 万 5,000 円につきましては、当初予算で計上しておりました栄町児童公園のブロック塀補強工事におきまして、入札不調となり、再度土木単価で積算をした結果、不足額が生じたためのものです。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○海地委員長＝住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝市議案第 32 号、令和元年度須崎市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、住宅・建築課所管分について御説明を申し上げます。

引き続きまして、別冊令和元年度須崎市補正予算書の 21 ページ及び 22 ページをお願いいたします。

第 8 款土木費、第 6 項住宅費、第 1 目住宅管理費の 1,388 万 4,000 円の補正についてでございます。

新たに取得をいたしました多ノ郷市営住宅におきまして、生活上の利便性を向上するため、お風呂の改装及び台所で温水が使用できるように改装をするための予定で、多ノ郷市営住宅改良事業費として、当初 6,820 万円を計上して取り組みを進めておりますが、住宅を取得後、改めて詳細調査の実施をいたしましたところ、現状では 4 階と 5 階の水道圧が低く、温水器を使用するためには新たに加圧ポンプの設置が必要であることから、工事請負費に 803 万 2,000 円、この工事に係

る設計及び工事管理の業務委託料といたしまして、585万2,000円、合計1,388万4,000円の補正を行おうとするものでございます。

なお、当該工事の施工につきましては、設計業務及び改修工事の施工に一定期間を要するため、事業全体の完成が1年後に繰り越すことが想定されることから、当該多ノ郷市営住宅改良事業費につきましては、補正予算書のページを戻っていただきまして6ページに記載の第2表繰越明許費として計上いたしております。

以上でございます。

○海地委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

高橋さん。

○高橋委員＝21ページの、建設課長にお伺いしますが、社会資本整備総合交付金事業費ですが、以前拡幅工事の候補地が、候補地という言い方が正しいかわかりませんが、2つ、3つあるようにたしかお聞きしたんですが、それはもう決定したということですか。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝用地交渉をしていた箇所が2カ所ありまして、1カ所はおおむね譲ってもらえるんじゃないだろうかとということで鑑定して、これから鑑定のお金が出たら用地交渉に行きます。ほぼいけるんじゃないかという見通しを立てています。もう1カ所につきましては、残る残地がものすごく狭くなって跡地の利用がなかなか難しいというお答えをいただいています。まだちょっと時間もありますので、10月いっぱいぐらい何度か交渉に行って、お話に行きたいんですけど、なかなか厳しいような状況なので、1筆はいけると。1筆は難しいような状況です。

以上です。

○海地委員長＝よろしいですか。

高橋さん。

○高橋委員＝そしたらもし、1筆はいつて、もう1筆が不可のときは対応をどうするつもりですか。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝1筆譲っていただけたところは工事を行います。ただもう1カ所については用地がつかんかったら、拡幅をちょっと諦めるようになると思っています。

以上です。

○海地委員長＝ほかに。

森田さん。

○森田委員＝農林水産課長にお聞きをいたします。

18ページの最後の段です。園芸用ハウス整備事業費、これは新たな後継者が建てるのか、それとも申し込みをしていた中で予算が足らなくなつての補正なのかと

いう点と、19 ページの真ん中、鳥獣被害防止総合対策事業費の更正、ことしも私の周りでも15、6頭が盛んに動き回っているのを今、見受けるわけで、この時期に毎年こういった補正をしなきゃいけないということですので、やっぱりもう頭数がふえるばかりなんで、もっと大きな、最初に当初予算に組み入れておくべきじゃないかと、この2点お聞きします。

○海地委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝まず1点目の園芸用ハウスの整備事業につきましては、こちらのほうは、新規就農者の方が新たにミョウガを栽培したいということで、今回中古のハウスを新たに整備するというので、その部分の補正になります。

2点目の鳥獣につきましては、森田委員御指摘のとおり、当初より頭数含めて予算を計上すべきというところですが、今回の補正につきましては、新たに禁漁以外の狩猟期、11月15日から3月31日までの狩猟期に新たに補助整備するということになりまして、それに対する補正でございます。

新たな今回予算を組んでおります。これについては、5月に毎年行っております須崎市の有害鳥獣対策協議会の中で、猟友会の皆様と協議したときに、頭数がふえているということもあって、禁漁期以外の狩猟期についても補助を対象にさせていただきたいという要望が以前よりありましたので、今回新たに補正予算を組んでやるようになりましたので、引き続きとなれば、来年以降も年間通して捕獲の対象になっていくということも視野に入れておりますので、御理解いただきたいと思います。

○海地委員長＝森田さん。

○森田委員＝それは結構なことだと思うわけですが、狩猟期も尻尾を持ってきて証明に多分すると思うんですが、狩猟期は肉もおいしいというふうに言われているんですが、雄・雌との関係でね、夏場でも十分に、ちょっとどちらがどっちな忘れたんですが、どちらでも食べれると。浦ノ内で始めようとしています、ジビエ関係者の方に聞いたわけで、猟期にもしていただくやったら、より駆除の励みにもなるんじゃないかというふうに思います。

それと、戻りますが園芸用ハウスの新規事業者に補助ということですが、合計で1年間に何件の建設になったんでしょう、これ含めて。

○海地委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝現在、補正で上げている部分については追加になったということで、年間の建設予定については2棟今のところ予定をしておりますが、まだ流動的ですので、確定した段階でお答えできると思います。

○海地委員長＝よろしいですか。

○森田委員＝はい。

○海地委員長＝佐々木さん。

○佐々木委員＝ページ 21 ページ、建設課長。須崎総合高校新設道路建設事業費のこれも設計、これは今年度で大体設計を終えて、来年度あたりから用地交渉とか、少なくともこの 5 年で仕上げる方向で検討があった、それも含めてこれの内容を。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝ことし概略設計の測量とボーリング調査を行いまして、今この方向でいきたいというルートでボーリング調査をして、土質調査をした結果、ほぼ土質もよかったので、これから補正していただいた詳細設計に入っていって、今年度末に何とか用地測量まで終わらせたいというふうに考えておりまして、来年度に用地交渉というふうな予定でいきたいと思っております。

以上です。

○佐々木委員＝それともう 1 点、下にある都市計画総務費、この都市計画再生整備計画策定業務委託料の内容をもう少し詳しく。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝今議会の条例で出している、立地適正化計画の下に位置する計画でありまして、その立地適正化計画に張った区域内に例えば道路とか箱物、こういうふうにつくっていったらどうやらかねっていう案をつくっていくような計画になっておりまして、立地適正化計画とその都市再生整備計画、セットでいかんと国の交付金とか補助金がもらえんと。今までにやった事業で、南北道路の事業をやろうとしたらば、この計画をつくっておかなければ補助金なり交付金なりいただけないということで、詳細な計画を作成したいと考えております。

以上です。

○海地委員長＝ほかに。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

### 市議案第 33 号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） について

○海地委員長＝続きまして市議案第 33 号、令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○里見建設課長＝市議案第 33 号、令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、御説明を申し上げます。

議案書は 28 ページ、別冊補正予算書の 26 ページからでございます。

歳入歳出の総額にそれぞれ 6,900 万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 6 億 9,418 万 2,000 円としようとするものでございます。

31 ページからの歳出でございますが、第 1 款下水道費、第 1 項下水道費、第 2 目下水道建設費、第 15 節工事請負費 6,900 万円は、管きよ補助の更正でありまして、増額につきましては、社会資本整備総合交付金事業で、その交付金の交付決定の配分額が見込みを上回ったため、補正要望をするものであります。

30 ページの歳入では、第 3 款国庫支出金、第 1 項国庫補助金、第 1 目下水道費国庫補助金、第 1 節下水道費補助金 3,550 万円、第 6 款市債、第 1 項市債、第 1 目下水道債、第 1 節下水道施設債 3,350 万円の増額補正であります。

続きまして、28 ページ、第 2 表地方債補正でございます。

過疎対策事業債 3,780 万円に 1,670 万円を補正いたしまして、5,450 万円とし、下水道施設整備事業債 3,800 万円に 1,680 万円を補正いたしまして、5,480 万円とし、地方債限度額を 2 億 4,010 万円に変更しようとするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○海地委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田委員＝31 ページには工事請負費とありまして、管きよとあるわけですが、これの説明をお願いします。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝説明のところで管きよ補助更正となっておりますが、6,900 万円の中身ですが、須崎ポンプ場の 1 号ポンプの更新、大間ポンプ場の電気計装、終末処理場の電気計装の修繕となっております。

以上です。

○海地委員長＝よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

市議案第 34 号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 2 号) について

○海地委員長＝続きまして市議案第 34 号、令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○海地委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝市議案第 34 号、令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)について御説明いたします。

議案書 29 ページ、別冊補正予算書の 32 ページからでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26 万 9,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 1,089 万 1,000 円とするものでございます。

それでは、33 ページの歳出から御説明いたします。

第 1 款中ノ島漁業集落排水事業費、第 1 項漁業集落排水事業費 26 万 9,000 円を増額するもので、これは中ノ島の排水処理施設の経年劣化により、減水ポンプを交換する必要が生じたものでございます。これに対します歳入では、第 3 款繰入金、第 1 項他会計繰入金 26 万 9,000 円を計上しております。

なお、詳細につきましては、34 ページ以降の事項別明細書を御参照いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○海地委員長＝説明は終わりました。

質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

---

市議案第 39 号 工事請負契約の締結について

○海地委員長＝続きまして市議案第 39 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝市議案第 39 号、工事請負契約の締結につきまして御説明を申し上げます。

議案書その 2 の 1 ページでございます。

本契約は市道河原中ノ島線、中の島大橋 P 2 橋脚補強工事に係るものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第 2 条の規定に基づきまして、議決をお願いするものでございます。

中の島大橋につきましては、昭和 57 年の供用開始から 37 年が経過しております。橋梁点検におきまして、判定Ⅲであり、早期措置段階でありますことから、平成 28 年度より補修設計とあわせて耐震補強設計を行いまして、平成 30 年度より工事に着手しております。

本工事につきましては、中の島大橋 P 2 橋脚の鋼管杭基礎を鉄筋コンクリートで補強を行うことで、補修及び耐震補強する工事であります。契約金額は 1 億 7,992 万 8,000 円、工期は令和 2 年 3 月、契約相手先は鍋島建設株式会社でございます。

よろしくお願いいたします。

○海地委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

一応これで。その他について何かございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝それでは、ないようでしたらこれで産業建設委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

\*~~~~~\*

○午前11時36分 散会